

監査結果公表第12号

定期監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査（財務監査・行政監査）を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 3年12月23日

四日市市監査委員	加 藤 光
同	廣 田 正文
同	荒 木 美幸
同	谷 口 周司

目 次

監 査 対 象

商工農水部	1
商工課 農水振興課、農業センター、食肉センター・食肉地方卸売市場 けいりん事業課	
農業委員会事務局	25
危機管理監	30
危機管理室	
政策推進部	38
政策推進課・中核市推進室 秘書国際課 東京事務所	
上下水道局	52
(管理部) 総務課 経営企画課 お客様センター 生活排水課 (技術部) 施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター 水道建設課 水道維持課 下水建設課	
シティプロモーション部	78
広報マーケティング課 観光交流課	
議会事務局	88
議事課	

商工農水部 商工課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 商工農水部商工課
 - 対象年度 令和2年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年5月14日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

商工農水部商工課の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【商工課】

商工農水部 職員2人 商工課 職員2人 再任用1人 勤労係 職員3人 会計年度任用2人	(1) 勤労施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 雇用及び就労に関すること。
	(3) 勤労者の福祉厚生に関すること。
	(4) 労働関係諸団体に関すること。
	(5) 勤労者・市民交流センターに関すること。
	(6) 部の事務事業の調整に関すること。
	(7) 部及び課の庶務に関すること
商業振興係 職員4人 会計年度任用1人	(1) 商業施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 大規模小売店舗の立地に関すること。
	(3) 商店街振興等に関すること。
	(4) 商業の高度化に関すること。
	(5) 商業関係諸団体に関すること。
	(6) 創業支援に関すること。
	(7) 中小企業者に対する融資の相談に関すること。

	(8) すわ公園交流館に関すること。
工業振興係 職員 5人	(1) 工業施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 企業及び研究所の誘致及び立地に関すること。
	(3) 新規産業の創出に関すること。
	(4) 工業の高度化に関すること。
	(5) 工業関係諸団体に関すること。
	(6) 中小企業振興基金に関すること。
	(7) 地場産業の振興及び育成に関すること。
	(8) 地場産品に関すること。
	(9) 三重北勢地域地場産業振興センターとの連絡に関すること。
	(10) 貿易関係諸団体に関すること。
	(11) 鈴鹿山麓リサーチパークに関すること。
	(12) 企業OB人材センターに関すること。

(職員 16名、再任用職員 1人、会計年度任用職員 3人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 補助金が有効に活用されないリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、事業実施、支出事務、契約事務、財産管理、組織・人員（時間外勤務）の項目で点数が高く、全体的なリスク点も高い。事前調査の結果、支出事務、備品管理、契約事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	○
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	

組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○
-------	-----------------	--	-------	---

(評点／リスク最大時評点)

(2) 補助金が有効に活用されないリスク

- ◆商工業の振興及び就労環境の改善を図るため、数十件もの補助金等の制度が創設されているが、事業効果の検証が行われ、有効に活用されているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 補助対象事業の内容については、常時、対象事業等の検討が行われ、毎年、新規事業の実施及び事業対象の変更、追加等が行われているが、執行率の低い補助金が数多く存在する。また、補助金等の支給を受けた事業者に対して事後にアンケート調査が行われている事業もあるが、全ての補助金等についてアンケートが行われている訳ではない。事業効果の十分な検証と効果の高い補助事業の考案が課題である。

意見

① 働きやすい職場づくり支援事業費補助金について

当補助金の対象事業のうち、ハード整備支援事業の実績が17件に対して、ソフト整備支援事業の実績がない。ソフト整備支援は、女性のライフスタイルに合わせた就労制度の導入や、本人の希望に応じてパートから正職員などへの転換が行えるような就業規則の整備を事業対象としており、そのような制度構築は、女性の就労促進にとって、ハード整備と同様に重要であるため、事業者に対し、事例も示しながらこの補助制度の有効活用を図ること。

② 近鉄四日市駅西開発整備事業費補助金について

当補助金については、四日市工業高校跡地利用における高次商業施設へ新規店舗の入居を促進し、中心市街地の活性化に資することを目的に、市は開発事業者と協定を締結し、同開発事業者へ約15年間にわたり補助金を交付してきた。しかし、令和3年になって事業者が変わり、市は新しい事業者に対して、前事業者と同様に協定を締結し、継続して中心市街地の活性化における連携を図っているが、補助金の交付は行っていない。市は、補助金を交付してきた理由について、市民に説明できるようにしておくこと。

③ 市独自の融資制度における保証料にかかる補給金について

ア この融資制度について、利用してメリットがある人も多くいる一方、制度自体を知らなくて利用していない人もいると思われる。市に損失補償という融資の利用に対するコストのある面も含めてこの制度の周知をしっかりと行うこと。

イ 中小企業振興資金保証料補給金について、融資を受ける事業者の経営状況に応じて保証料率が異なっても、市から交付される補給金の融資額に対する補給率は一律0.6%である。また、独立開業資金保証料補給金については、市からの補給金の融資額に対する補給率は一律0.3%で、中小企業振興資金保証料補給金の補給率と異なっている。こういった補給率の違いについて説明できるようにすること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。また、過労死認定基準を超える時間外勤務も発生している。職員のワーク・ライフ・バランスの充実や健康を確保する必要がある。

意見

労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 障害者雇用の促進について【有効性の視点】

障害者雇用促進のため、就労コーディネーターを中心に企業を計画的に訪問し、補助金メニューの周知も行いながら障害者雇用の啓発を行っている。また、障害者雇用奨励補助金、特例子会社設立補助金、雇用促進交付金等既存の補助金のほか、令和2年度からは、新たに施設外就労促進事業費補助金の制度を創設し、2年度の実績はなかったものの、市内にある就労移行支援事業所等が実施する施設外就労を受け入れた企業等を支援する新たな取組みを開始している。今後も、企業等の障害者雇用が促進されるよう、より一層の取組みを行うこと。

- ② 就労困難者の支援について【住民福祉の向上の視点】
- ア 若年の就労困難者で、「北勢地域若者サポートステーション」の利用者について、追跡調査をし、今後の市の支援業務に役立てること。
- イ 孤立や引きこもりが大きな社会問題となっており、相談に訪れた人の支援につながるよう、健康福祉部等とも連携をして対応していくこと。
- ③ 勤労者・市民交流センターの役割について【有効性の視点】
- 講座の内容がカルチャータ的なものや、勤労者と関係性の低い昼間の講座がある。時代の変遷の中で利用者のニーズも変わってきているので、今後の施設のあり方についても検討をしていくこと。
- ④ 市内の雇用状況の把握について【効率性の視点】
- コロナ禍で、市内の雇用環境にも影響が出ているが、失業率は国全体でしか把握できず、本市の状況は分からない。ハローワークや健康福祉部、社会福祉協議会と連携し、市内の雇用に関する情報共有に努めること。
- ⑤ 商店街への出店促進について【有効性の視点】
- 指標としている「中心市街地の空き店舗率」について、令和2年度は令和元年度に比較し、数値は僅かに下がり（10.1%→9.9%）、少しではあるが改善していることが分かる。昨今のコロナ禍の影響はあるものの、新たな出店意欲も旺盛にあるとのことであり、引き続き、空き店舗等活用支援事業補助金を有効活用し、事業者をサポートしてにぎわいづくりに取り組むこと。
- ⑥ 中心市街地イルミネーション補助金について【合規性の視点】
- 補助率が10分の9であり、通常の補助金等の補助率と比べ高い。補助率が特に高い理由について、説明できるようにしておくこと。
- ⑦ 三重北勢地域地場産業振興センターの運営について【合規性・効率性・経済性・住民福祉の向上の視点】
- ア 令和4年3月に法人が解散され、市の直営施設として運営されることが決定されており、名品館の機能を維持する方向で検討されているが、業務内容について慎重に検討すること。
- イ 恒常的に貸館の利用をしている方が多く存在するため、貸館機能についてもしっかりと検討し、丁寧な説明をすること。
- ⑧ 企業の設備投資の促進について【有効性の視点】
- 企業立地奨励金制度により、新規産業の立地や既存企業の新規設備投資を促進しており、令和2年度には、新たにAI、IoT等を導入するスマート化事業を事業対象に加え、さらなる企業の設備投資の促進を図っている。令和2年度は実績がなかったものの、国の推進する施策でもあり、今後の実績が見込まれている。
- また、令和2年度は、四日市市工場立地法市準則条例を制定して工業地域・工業専用地域の緑地面積率を緩和し、企業の設備投資を促進した。この条例改正により、活用できる土地が増えることによる投資の増加が多く見込まれている。
- 今後も、本市の産業経済の振興と市民の就労の場の確保を図るため、効果的な企業の設備投資促進策を行うこと。

⑨ 工業振興策について【有効性の視点】

事業所の設備投資を促進することを目的とし、緑地面積率の緩和を行っている。一方で、工場立地法施行以前に立地し、緑地面積率を満たしていなかった事業所の設備投資により、市はかえって緑地を増やす効果の見込みも想定していたが、結果として緑地面積率は前年度より下がっている。また、企業立地奨励金制度では、令和2年4月改正で、CO₂削減に向けた新エネルギーに切り替える際の設備投資を新たな対象としている。脱炭素社会への対応など、将来を見据えて時代に即すような企業の後支えを行い、結果として市民の安全・安心、健康、暮らしぶりが向上するよう、市民の方を向いたまちづくりを考えていくこと。

⑩ 情報収集について【有効性の視点】

世の中の動きを先取りするための情報について、その入手方法の検討や、取得した情報を企業や商店街の事業者にフィードバックする方法について検討すること。

商工農水部

農水振興課、農業センター、食肉センター・食肉地方卸売市場

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 商工農水部 農水振興課、農業センター、
食肉センター・食肉地方卸売市場

対象年度 令和2年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年5月13日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

商工農水部農水振興課、農業センター、食肉センター・食肉地方卸売市場の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【農水振興課】

農水振興課	(1) 農水産業振興、農地有効利用の調査研究及び施策の企画立案に関すること。
職員3人	(2) 農業の担い手の育成及び農地の利用集積に関すること。
	(3) 地産地消及び食育に関すること。
農水政策係	(4) 遊休農地対策に関すること。
	(5) 農業振興地域整備計画に関すること。
職員7人	(6) 農水産業関係の融資に関すること。
会計年度任用1人	(7) 農政審議会に関すること。
	(8) 北勢地方卸売市場に関すること。
	(9) 農地法に関すること。
	(10) その他農水産業に関すること。

	(11) 課の庶務に関すること。
農水畜産係 職員 6 人 会計年度任用 3 人	(1) 農畜水産物の生産振興に関すること。
	(2) 農畜水産物の出荷及び流通に関すること。
	(3) 食の安全・安心に関すること。
	(4) 農作物の災害対策に関すること。
	(5) 農作物の鳥獣による被害対策に関すること。
	(6) 林業、治山及び林道事業に関すること。
	(7) 漁港及び海岸保全区域の管理に関すること。
	(8) 食肉センター・食肉地方卸売市場に関すること。
	(9) 農業センターに関すること。
	(10) 茶業振興センターに関すること。
	(11) ふれあい牧場に関すること。
基盤整備係 職員 5 人 再任用 1 人 会計年度任用 1 人	(1) 土地改良関係の補助、融資及び団体の指導に関すること。
	(2) 土地改良事業施行認可及び換地計画認可に関すること。
	(3) 地籍調査事業(土地改良事業実施地区に限る。)に関する こと。
	(4) 農業地域資源の維持及び保全に関すること。
	(5) 土地改良事業及び災害復旧事業の実施に関すること。
	(6) 農業水利に関すること。
	(7) 漁港整備及び海岸保全事業の実施に関すること。
	(8) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(9) その他農業土木に関すること。

(職員 21 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 5 人)

【農業センター】

農業センター 職員 3 人 再任用 1 人 会計年度任用 4 人	(1) 農業経営改善の目的に資する農作物栽培に関する試験研究及び調査に関すること。
	(2) 農作物栽培技術の改善普及のための指導、講習、講話、展示及び研修に関すること。
	(3) 園芸知識の普及に関すること。
	(4) 市民菜園に関すること。
	(5) その他農業振興に関すること。

(職員 3 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 4 人)

【食肉センター・食肉地方卸売市場】

食肉センター ・食肉地方卸売市場	(1) センターの運営に関すること。
	(2) センターの維持管理に関すること。
職員 3 人 会計年度任用 1 人	

(職員 3 人、会計年度任用職員 1 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 原課契約工事が適正に行われないリスク
- (5) HACCP 認証のリスク
- (6) 公有財産・備品管理のリスク

2 3E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、支出事務、契約事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行って いるか	4 / 4	

収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆業務分担は適切に行われているか。一部の職員に業務が集中することにより、業務継続への支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 農水振興課の時間外勤務の状況は、一部の職員の時間外勤務が多くなっている。令和2年度は、休職者2人、育休1人、職員1人が他所属の新型コロナウイルス感染症対策事業兼務になったこと、また、新型コロナウイルス感染症対策事業による業務の増加により、各係の職員の時間外勤務が増加していた。令和3年度は、農水政策係、農水畜産係及び基盤整備係の各係が担当する業務の一部を見直し、業務の分散化、平準化を図っている。引き続き、一部の職員に業務が集中することにより、業務に支障をきたすことがないよう業務分担を見直し、知識や技術を継承できる取り組みが必要である。

上記対象課：【農水振興課】

意見

休職中の職員が2人いる。その職員の人生にもかかわることであるので、管理職を中心にきめ細やかにフォローアップすること。また、業務の見直しだけでなく、人事当局にも働きかけながら必要な人員を確保するなど、根本的な改善を図ること。

上記対象課：【農水振興課】

- ◆食肉センターにおいて、当所属の勤続年数が短い職員で構成されているが、業務への支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 食肉センターの正規職員は、当所属の勤続年数が3年未満の職員3人で構成されているが、電気技師など業務を踏まえた職員が配置されている。当所属の業務内容は、食肉センター・食肉地方卸売市場の管理業務等が中心であり、前任者からの引継ぎも十分行っていることから業務への支障は生じていないが、将来の人事異動を想定し、知識や技術を継承できる仕組みが必要である。

上記対象課：【食肉センター・食肉地方卸売市場】

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務対象職員16人に対して、7人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

上記対象課：【農水振興課】

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 原課契約工事が適正に行われないリスク

◆農水振興課の原課契約工事において、設計金額が50万円未満であるにもかかわらず、請負金額が70万円近いものがあるが、適正な設計において原課契約工事は行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 四日市市原課契約工事事務取扱要領において、緊急工事を発注する場合は業者選定を1者とすることができると定められている。該当する農水振興課の工事は、当初の設計に基づく50万円未満の金額で請負契約をしているが、その後の施工過程において追加工事等が生じたため変更契約を行っており、設計金額と請負金額の差異は変更契約によるものである。変更内容は事前に予見できないことから、設計は適正に行われていた。

上記対象課：【農水振興課】

- ◆請負金額が50万円に近い工事が複数あるが、原課契約工事は適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 農水振興課の原課契約工事において、請負金額が50万円に近い工事が複数ある。業者によって人件費等に差異があるため、業者選定にあたっては農水振興課で十分検討を行うなどの対策をしていた。引き続き、市民から疑念を持たれることがないように契約事務を適正に行うとともに十分な説明ができるようにする必要がある。

上記対象課：【農水振興課】

(5) HACCP認証のリスク

- ◆HACCPの手法に基づく衛生管理が義務化されたが、業務への支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 食品衛生法の改正により令和3年6月以降は、全ての食品等事業者がHACCPの手法に基づく衛生管理を実施しなければならなくなった。そのため、(株)三重県四日市畜産公社、食品衛生検査所、食肉センターにおいて意見交換を行い、機器の整備や手順の見直し等を行っていた。また、「牛枝肉」「豚枝肉」「内臓」についてはHACCPの認証を取得し、「加工肉」については従業員数50人未満の小規模事業所となるため認証の取得は必要ないが、HACCPの手法を取り入れた衛生管理を行うことで、継続して業務が行える対応がなされていた。

上記対象課：【食肉センター・食肉地方卸売市場】

(6) 公有財産・備品管理のリスク

- ◆農業センターの整備に伴い、公有財産・備品の管理は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 農業センターの再整備事業に伴い、令和2年度より仮設事務所にて業務を行っており、備品も仮設倉庫などに移している。再整備事業が完了する令和4年度までには、建物や工作物の建替え、備品の再移動などが発生するため、公有財産や備品の管理が重要となる。農業センターの業務の見直しにより、不用となった備品は適切な手法で産業廃棄物の処理を行い、必要な備品は適切に管理されているが、引き続き、所在が不明となる備品が発生しないよう公有財産の管理と併せて適切な管理をする必要がある。

上記対象課：【農業センター】

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 内部事務管理について【合規性の視点】

事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

上記対象課：【農水振興課】 【農業センター】 【食肉センター・食肉地方卸売市場】

意 見

① 補助事業などの見直しについて【効率性の視点、有効性の視点】

農水振興課では補助事業、地元要望や農家活動の支援など、多くの事業に取り組んでおり、適宜、対応基準の整備や要綱等の見直しを行っている。社会情勢や地域状況などの変化を見据え、補助金の効果の観点も考慮した見直しを行うこと。

上記対象課：【農水振興課】

② 農業センターの整備工事について【有効性の視点】

農業センター南ゾーンの整備工事について、総合評価方式による提案内容に課題がなかったか十分な検証を行うこと。また、入札に参加した全ての事業者が納得できるような工事が行われるよう管理・監督を行うこと。

上記対象課：【農水振興課】

③ 森林環境譲与税などの活用について【有効性の視点】

森林環境譲与税やみえ森と緑の県民税市町交付金は、複数の部局で事業を実施しており、一方で森林環境基金に積み立てるなど、有効に活用できていないことが推測できる。SDGsやカーボンニュートラルなど環境に配慮した取り組みもでてきている中で、様々な活用方法を検討するとともに、事業を実施する部局をまとめて計画的に行うなど、譲与税等の有効活用を進めること。

上記対象課：【農水振興課】

④ GAP等の認証取得の推進について【有効性の視点】

GAP等の認証取得推進事業について、認証されている農家は認定農家の一部である。食の安全や持続可能な農業の観点から、取得率の目標を立て、啓発に力を入れること。

上記対象課：【農水振興課】

⑤ 農村公園の管理について【経済性の視点、効率性の視点】

市街化調整区域にある農村公園の管理は農水振興課が行っているが、市街化区域にある公園は市街地整備・公園課が管理しており部局が異なっている。業務の合理化の観点から管理する部局をまとめることができないか検討すること。

上記対象課：【農水振興課】

⑥ 漁業振興事業について【有効性の視点】

漁業振興について先細りが想定できるので、漁業で生計を立てている人のことも考慮した支援のあり方等、将来を見据えた漁業振興の方向性、あり方を検討すること。

上記対象課：【農水振興課】

⑦ 農業施策について【有効性の視点】

まずは、将来の農業のあり方や方向性を見据えることが重要である。その上で、農業施策を行うこと。

また、農家や農業従事者の意向や市民ニーズ等を把握して農業施策の推進を図ること。

上記対象課：【農水振興課】

⑧ 各種協議会の預金管理について【合規性の視点】

農水振興課において、各種協議会の事務局として多くの預金を管理しているので、事故が起きないように取り組むこと。

上記対象課：【農水振興課】

⑨ 農福連携について【有効性の視点】

障害者等による農業分野での活躍を促す農福連携について、農業センターの整備後には研修の場として使ってもらえるよう健康福祉部との連携を図るとのことであるが、今後も農福連携事業を推進し、具体的な事例を作れるよう取り組むこと。

上記対象課：【農水振興課】【農業センター】

⑩ 農業センターの役割について【有効性の視点】

ア 農業センターが整備されると市民の期待も上がる。多様な農業があるので、最先端の技術や情報をいち早くキャッチして、タイムリーな情報を市民へ提供できるよう取り組むこと。

上記対象課：【農業センター】

イ 特色のある農業を伸ばしていかないと生き残れない時代であるので、そうしたことに取り組む農業者を支援するため、情報を得る触覚（アンテナ）は残しておくこと。

なお、市の職員が農家に助言できるよう努めること。

上記対象課：【農業センター】

⑪ 茶業振興センターの活用について【有効性の視点】

茶業振興のために新しく施設を整備して3年が経つが、貸館や製茶機の稼働率は低く、茶業振興センターの有効活用ができていない。指定管理者に対し、企画の立案や茶業の振興につながる取り組みが行えるよう働きかけること。

上記対象課：【農業センター】

⑫ 食肉センターの運営について【有効性の視点】

食肉センター、食肉地方卸売市場の施設は、老朽化が進んでいる機械の更新も含めた対応を検討すること。現状は補助金を出して集荷しているが、将来的に立ち行かなくなることが想定できる。将来を見据えた施策を検討すること。

上記対象課：【食肉センター・食肉地方卸売市場】

商工農水部 けいりん事業課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 商工農水部けいりん事業課
 - 対象年度 令和2年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年5月14日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

商工農水部けいりん事業課の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【けいりん事業課】

けいりん事業課 職員5人 再任用1人 会計年度任用3人	(1) 競輪事業の調査研究に関する事。
	(2) 競輪開催に係る予算、決算及び開催収支報告に関する事。
	(3) 競輪実施に伴う関係諸団体との連絡調整に関する事。
	(4) 入場券の発行及び入場料の収納に関する事。
	(5) 競輪場施設及び物品の維持管理並びに施設の使用に関する事。
	(6) 施設の改善計画に関する事。
	(7) 事故防止、交通安全対策及び周辺対策に関する事。
	(8) 競輪開催の企画及び準備に関する事。
	(9) 宣伝広報の企画、実施及びファンサービスに関する事。
	(10) 車券の発売及び的中車券の支払に関する事。
	(11) 車券の検収、調査及び未払調査並びに未払的中車券の支払に関する事。
	(12) 臨時場外設置に伴う渉外並びに受託及び委託に関する事。
	(13) 課の庶務に関する事。

第3 監査の着眼点

1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 備品の適正な管理がなされないリスク
- (5) 事業の継続がなされないリスク

2. 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが高い評価となった。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	

支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	○
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4/4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4/4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4/4	

基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆当所属の勤続年数について、全員が3年未満の職員であり、勤続年数が短い職員のみであることから、マニュアル等により適正に引き継ぎが行われている。

（令和3年度における当所属の勤続年数の状況）

勤続年数	勤続3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	対象職員合計
人	5	0	0	0	5

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 令和3年度は2人の異動があり、勤続年数1年未満2人、2年未満2人、3年未満1人の体制であるが、年間スケジュールにtodo欄があるため、業務内容を把握している。また業務用マニュアルがあり、誰でも分かるように整理されている。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員3人に対して、1人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで、職員の心身の健康の維持に努める必要がある。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 備品の適正な管理がなされないリスク

- ◆施設が広く建物が複数存在し、管理している備品が多数であり、委託者に貸し付けている備品もあることから備品の移動等を把握し、適切な管理を行うことが日頃からできているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 全件の実査を行い備品の存在を確認しているが、中には備品ラベルの貼付が確認できなかったものもあるため、順次貼付しているとのことであった。速やかに備品ラベルの貼付を行う必要がある。

(5) 事業の継続がなされないリスク

- ◆事業収支が安定的に黒字となるような経営努力を行っているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

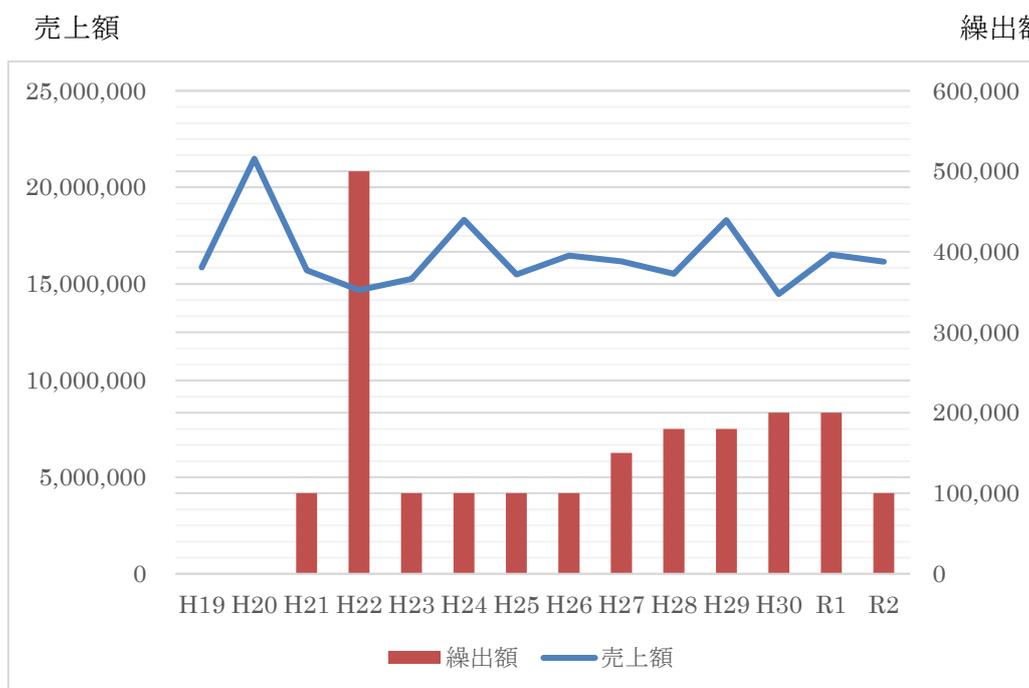
- 平成19年度からナイター競輪に主軸を転換したことや競輪事業を包括外部委託したことにより売上が上昇し、収支が改善している。また、場外発売や本場発売時における、実態に合った運用見直しを随時行っていくことにより安定的な黒字となるよう努力を行っている。平成21年度以降、毎年一般会計へ繰出をしており、令和2年度においても黒字となり1億円の繰出を行った。繰出金は当市の運動施設をはじめとする各種施設整備等に使われており、競輪事業は市の有益な事業となっている。

売上額推移

単位：千円

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
売上額	15, 527, 103	18, 294, 372	14, 478, 373	16, 523, 314	16, 154, 834
繰出額	180, 000	180, 000	200, 000	200, 000	100, 000

(単位：千円)



繰出金による事業（令和元年度）

課名	事業
観光交流課	市内観光施設（スポーツランド、伊坂ダム等）のトイレ洋式化等の改修工事
道路整備課	霞ヶ浦南交差点交通安全施設整備
国体推進課	霞ヶ浦新野球場整備

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果
指 摘

内部事務管理について【合規性の視点】

事務処理の基本的な部分で多くの誤りが見受けられた。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を周知し、上位職によるチェックの徹底を図って誤りのないようにすること。

意見

① 現金の取扱いについて【効率性の視点】

けいりん事業課においては、事務の性格上、多額の現金を取り扱っているが、職員数が少ないこともあり、事故のないようにすること。

② 不正行為の発生防止について【有効性の視点】

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、選手を分宿する際の競輪場とホテルの移動にバスを使用している。例えば移動中にカーテンをするなど、不正行為の発生防止に取り組むこと。

③ 場外発売受託収入について【効率性の視点】

場外発売受託収入は、出納整理期間終了間際の納入があることから余裕をもって納入されるよう、相手方に要望すること。

④ 公益財団法人 J K A への交付金について【経済性の視点】

自転車競技法に基づき、各施行者が車券売上額に応じて公益財団法人 J K A に交付金を支払っている。交付金は多額のため、他の施行者と共同して交付金率の引き下げについて要望すること。

⑤ 場外未払資金について【有効性の視点】

時効になるまでの支払いに対応するため、令和 2 年度分の場外未払資金を保管している状況であるが、出納閉鎖までに戻入すること。

⑥ 四日市競輪開催連絡協議会について【有効性の視点】

競輪開催連絡協議会の資金は、四日市競輪場がホームグラウンドの優勝者に対して使用しているが、その使用が妥当であるか検討すること。

⑦ ガールズ競輪選手が利用する施設について【効率性の視点】

当競輪場は古い施設であり老朽化が見受けられるが、順次施設改修を行い、女性仕様とするなどガールズ競輪選手が利用する施設は改良が進んでいるとのことである。ガールズ競輪選手の居心地がよい設備となるよう他の競輪場のよい所を取り入れながら選手の満足度を高める工夫を行うこと。

⑧ 競輪場施設の改修について【有効性の視点・経済性の視点】

施設改修にあたり、現在使用されていない一部施設についてのコンパクト化を検討している。お客様の満足度が下がらないような施設のコンパクト化、利用しやすい施設改修を検討すること。

⑨ ギャンブル依存症対策について【有効性の視点】

競輪事業については、収益を上げていくことが必要ではあるもののギャンブル依存が高い人の生活を浸食しないという問題意識を持って、依存症対策の相談体制について進めていくこと。

⑩ 競輪場施設の有効活用について【有効性の視点】

競争路内にあるテニスコート及びグラウンドゴルフ場を廃止した跡地について、今後の利用方法は未定とのことである。例えば他の競馬場では子どもたちが遊べるように遊具を設置している所があることから、来場者の要望や他場を参考にしたうえで有効に活用すること。

⑪ 売店の経営について【経済性の視点】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため無観客開催とした際には、売店も休業している。無観客期間に応じて売店使用料及び光熱費を減免しているが、観客サービスの面からも売店の継続が可能となるよう売店の経営状況を把握し、配慮できる点について検討すること。

⑫ 霞ヶ浦会館の宿泊室の使用について【有効性の視点】

コロナ禍においての競輪選手の霞ヶ浦会館の使用について、できる限り宿泊人数を削減することという「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に基づき、一室4人収容のところ3人使用としている。その後、緊急事態宣言が発令されている都市の選手が配備されたときはできる限り一室2人使用に配慮することとなり、令和3年4月以降は発令都市に該当する選手については2人使用としている。万が一感染者が発生した事態を踏まえると、競輪開催中止もあり得ることから経費は増加するものの1人部屋とすることが可能かどうか検討すること。

農業委員会事務局

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）

2 監査の対象

対象部局 農業委員会事務局

対象年度 令和2年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年5月13日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

農業委員会事務局の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【農業委員会事務局】

農業委員会事務局 職員（専任）5人 （併任）2人 会計年度任用4人	(1) 農地法に基づく農地の権利移動、農地転用等に関すること。
	(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定等に関すること。
	(3) 租税特別措置法に基づく農地の相続税・贈与税の納税猶予の特例制度に関すること。
	(4) 農地等の利用の最適化の推進に関すること。
	(5) 農業・農業者に関する情報提供活動に関すること。
	(6) 関係行政機関等に対する農業施策等の意見提出に関すること。
	(7) 農業者年金に関すること。
	(8) その他農業経営、農地利用に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置におけるリスク
- (3) 農地転用許可等が適正に行われないリスク
- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全体的にリスクは低い。実査では、財務及び契約の事務一般について、一部不適正な事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○

組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置におけるリスク

- ◆当所属の勤続年数について、3年未満の職員が60%を占めており、勤続年数の短い職員の割合が大きくなっていることから、人事異動等に際して引継ぎ等が適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 勤続年数が短い3人の職員の業務については地区担当制がとられており、3人が同様の業務を担っていることから、担当間で普段から情報共有を図り、人事異動の際にも他の職員がサポートし、スムーズに引継ぎ等ができるような体制をとっている。

(3) 農地転用許可等が適正に行われぬリスク

- ◆農地転用許可などについての知識や実務の技術が継承されず、誤った判断が行われることはないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 「農地法許可事務ハンドブック」の活用や研修会への参加を通じて基本知識の習得に努めるとともに、担当者間で情報共有や意思疎通を図り、審査基準の解釈や運用において恣意的な判断に陥らず、農業委員会事務局として統一性が確保されるよう、ノウハウの確実な継承に取り組んでいる。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような健康づくりが必要である。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 人・農地プランの実質化に向けた取組みについて【有効性の視点】

人・農地プランについては、令和3年度中を目処にその実質化に向けた取組みを実施するとしているが、プランは市内27の区域で作成されており、それぞれの区域において実質化の取組みが必要となっている。アンケートの実施やその結果を踏まえた話し合いを行い、プランの実質化を進めていくにあたり、各地域の実情に応じた効果的な取組みが求められる。こうした点を踏まえ、農業委員会としてもしっかりと具現化に向けて方向性を示し、取組みを進められたい。

② 四日市市の農業施策について【効率性・有効性の視点】

農業施策の方向性、将来のビジョンについては、農業委員会においても議題にあげて議論し、しっかりと考えてもらうこと。

③ 農地利用最適化推進会議の開催日について【有効性の視点】

農地利用最適化推進委員が出席する最適化推進会議について、その開催日が農繁期と重なることから、出席委員数が少なくなった会議が見受けられる。農業関係の会議という点からも、農繁期を理由とした欠席は極力少ない方が望ましく、今後は開催日や時間を調整し、委員の欠席が少なくなるようにすること。

④ 補助金等の活用について【効率性の視点】

農業委員会事務局の業務における県からの補助金は、農業委員会交付金と機構集積支援等事業費補助金の2つであるが、これ以外にも国や県の補助金等のメニューを確認し、該当するものがあれば積極的に活用すること。

⑤ 農地転用許可手続の適正な実施について【法規性の視点】

農地転用許可については、引き続き正式な手続きに基づいて、適正に行われるよう努めること。

評 価

男性職員の育児休業取得について

男性職員が1年半育児休業を取得しており、所属として育休取得やスムーズな復帰にあたって配慮を行っている点は大変評価できる。今後は、課題があればそれを明らかにし、庁内で共有するなど、職員のワーク・ライフ・バランスの在り方により影響を与えるようなモデルにしていきたい。

危機管理監 危機管理室

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 危機管理監 危機管理室
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年6月3日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

危機管理監危機管理室の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【危機管理室】

危機管理監	(1) 危機管理対策に係る企画及び調整に関すること。	
職員2人	(2) 防災会議及び地域防災計画の総括に関すること。	
危機管理室	(3) 国民保護協議会及び国民保護計画の総括に関すること。	
	(4) 水防に関すること。	
	(5) 防災に係る応援協定に関すること。	
	職員9人	(6) 災害対策本部に関すること。
	再任用2人	(7) 防災訓練及び防災意識の普及に関すること。
	会計年度任用5人	(8) 防災情報及び災害情報の収集及び提供に関すること。
	(兼務職員)9人	(9) 自主防災組織に関すること。
		(10) 遭難船舶、漂流物及び沈没品に関すること。
		(11) 災害対策基本法、水防法その他災害関係法令の事務の総括に関すること。
		(12) 室の庶務に関すること。

（職員11人、再任用職員2人、会計年度任用職員5人）

（兼務職員9人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(4) 委託契約が適正に行われないリスク

(5) 公有財産や備品の管理が適正に行われないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、支出事務、契約事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆危機管理室の職員配置において、当所属の勤続年数が短い職員で構成されているが、業務への支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 危機管理室の職員配置は、当所属の勤続年数が3年未満の職員が全体の80%を占めており、経験年数の短い職員で構成されている。危機管理室の業務は、災害時の災害対応や防災全般に関する業務であり、知識やノウハウの蓄積が必要とされる。そのため、危機管理室・消防・自衛隊を経験した元職員を再任用職員等として配置することで、知識やノウハウの継承に取り組んでいた。引き続き、将来の人事異動を想定し、知識やノウハウを継承できる取り組みが必要である。

（令和3年度における当所属の勤続年数の状況）

所属名	勤続3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	対象職員合計
危機管理室	8	2	—	—	10

（※危機管理監を除く）

意見

蓄積してきたノウハウや知識が、職員の人事異動により失われないよう継承できる仕組みを構築すること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員8人に対して、3人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

- ◆業務分担は適切に行われているか。一部の職員に業務が集中することにより、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害することになっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 危機管理室の職員において、令和2年度の時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が3名おり、時間外勤務時間数が多い職員で年間約700時間の時間外勤務を行っていた。令和2年度は、総合防災拠点の整備や防災行政無線複数メディア連携（Sアラート含む。）などの防災システムの整備により当所属の勤続年数が長い土木技師の業務が増加したこと、また、新型コロナウイルス感染症対策業務が増えた中で名古屋大学減災連携研究センターの研究プロジェクト等へ参加していることから時間外勤務が増加している。危機管理室全体の時間外勤務の状況は減少傾向にあるため、引き続き、業務分担の見直しや時差出勤勤務制度の活用を行い、職員全体の業務の平準化に向けた取り組みが必要である。

（4）委託契約が適正に行われないリスク

- ◆危機管理室の委託契約において、単独随意契約が多く見受けられるが、契約事務は適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 危機管理室の契約事務において、委託契約に占める単独随意契約の割合は8割と、単独随意契約が多くを占めている。危機管理室は、防災対策に関することや防災システム等の委託を行っており、システム開発者でないと行うことができない業務やマスメディアなど、契約先が競争入札に適さないものがある。そのため、単独随意契約が多いが、契約先や業務内容が前年度と同じである場合は契約金額の検証を行っているものの、引き続き、契約事務が適正に執行できる取り組みが必要である。

(5) 公有財産や備品の管理が適正に行われないリスク

◆公有財産や備品を市内に多数所管しているが、維持管理は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 危機管理室は、防災・減災対策として市内各所に防災備蓄倉庫などの公有財産、備蓄品や常備品などの備品を多数所管している。管財課が各部局に通知している「公有財産の適正な管理について」及び、四日市市会計規則第151条の「物品現在高報告書」において、公有財産及び物品の全件実査を行うことが定められている。そのため、危機管理室は様々な業務に併せて確認を行い工夫しているが、危機管理室の職員も多くないため実査業務に当てられる人員にも限度がある。防災備蓄倉庫内にある物品は、自主防災組織に委託して管理していることもあるので、危機管理室において有効性や効率性の観点から、公有財産や物品の実査の手法やルールを検証する必要がある。

意見

- ① 防災井戸や防災備品のエアータントは、常日頃から点検して正常な状態で機能することを確認しておくこと。
- ② 備品については備品ラベルを貼って管理しているが、保管施設や個数も多く管理業務に多くの時間を要している。関係部局と協議して、有効性や効率性の観点から公有財産や備品の実査の手法を検証すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘

- ① 内部事務管理について【合規性の視点】

事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

意見

- ① 防災訓練などの実施方法について【有効性の視点】

令和2年度は、市民総ぐるみ防災訓練や各地区における防災訓練、防災大学等の人材育成セミナーが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や規模を縮小して実施している。今後も新型コロナウイルス感染症の対策は必要となるため、ZOOMなどのリモートを活用した手法を取り入れるなど、新たな生活スタイルに合わせた実施方法を検討すること。

② 新型コロナウイルス感染症対策について【有効性の視点】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う物品の購入など、令和2年度は十分な検討を行う時間もない中で緊急対応が行われたことも想定できる。今後も新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応が求められるので、有効性の観点など、令和2年度の支出について検証し、今後の業務に繋げていくこと。

③ 事務分掌の表現について【合規性の視点】

事務分掌の「(10) 遭難船舶、漂流物及び沈没品に関すること。」は、有価物に関する事務にあたるが、市民が事務分掌を見ても判断できない。市民や第三者が見て事務内容が判断できる表現方法を検討すること。

④ 土嚢の管理について【有効性の視点・効率性の視点】

自主防災訓練で作った土嚢は、消防署や地区市民センターで使用できるよう配備しているが、センターごとに保管方法も異なり、劣化して使用できない土嚢もある。ホームセンターで販売されている土嚢袋には耐用年数が記載されているものもある。保管方法により耐用年数も異なってくるので、災害時に使用できるよう保管や管理方法のルールを検証すること。

⑤ 防災連動アプリ（Sアラート）の啓発について【有効性の視点】

ア 令和2年度に防災連動アプリ（Sアラート）を導入し、安全安心防災メールと合わせて30,000件のダウンロードを目標にしている。防災連動アプリは人命に関わる非常に重要なアプリであることをしっかり頭に入れ、啓発に取り組み有効活用を図ること。

イ 市では、様々なアプリを導入しているが、導入後の啓発が十分でない傾向が見受けられる。アプリを導入した後が重要となる認識を持ち、危機管理室の様々なネットワークを活用し、アプリのダウンロードが広がるよう取り組むこと。

また、防災連動アプリは情報の伝達手段であるので、四日市市にある企業や大学へも情報提供するなど、ダウンロード拡大に努めるとともに、その後のフォローもしっかりと行うこと。

ウ 市の小・中学校ではタブレットを活用した教育を実施している。市の教育委員会だけでなく、他部局も小・中学校のタブレットを活用することという視点が重要である。防災連動アプリをこのタブレットに入れることで、防災教育の1つとして使うことや、タブレットの活用を増やすことで保護者などの家族にもアプリの活用が広がることも想定できる。広い視点で小・中学校のタブレットの活用について検証すること。

⑥ 減災活動の促進について【有効性の視点】

ア 大規模地震発生時における建築物の倒壊や家具の転倒による被害の軽減を図るため、住宅の耐震化や家具の転倒防止策の啓発を行っている。一般木造住宅の耐震診断や住宅の除却は一定数があるが、木造住宅の補強工事やビルなどの耐震補強工事は件数が伸び悩んでいる。重要な事業であるので、地道に啓発して促進すること。

イ 家具の転倒防止策の啓発について、家具が備え付けの住宅も増えているので、現状のニーズを把握し、市営住宅など対策が必要なところに注力して取り組むこと。

⑦ 総合防災拠点の活用について【有効性の視点】

令和2年度に総合防災拠点の整備が完了し、これからは平時の活用が大事になる。今後は、防災訓練に活用する計画もあるが、平時の使い方・活用方法について、経済性・効率性・有効性の3Eを意識した活用を検討すること。

⑧ 名古屋大学との連携による情報の水平展開について【有効性の視点】

名古屋大学減災連携研究センターの研究プロジェクト等へ職員が参画して、知識や様々なノウハウを得ている。最前線の知識を、関係する部局の職員へ伝達・共有するなど水平展開できる仕組みを検討すること。

⑨ 防災・減災研修会の受講者の活用について【有効性の視点】

防災・減災研修会へ積極的に参加した受講者の情報をデータとして持つことで、災害時における共助に活用することを検証すること。

また、研修の受講者がどのような形で地域活動へ携わっているかを把握することで、次のステップへの案内やアプリの紹介などに活用できないか検証すること。

政策推進部 政策推進課・中核市推進室

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 政策推進部政策推進課・中核市推進室
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年6月4日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部政策推進課および中核市推進室の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【政策推進課】

政策推進部 職員2人	(1) 主要事業の政策調整に関すること。
	(2) 総合計画に関すること。
政策推進課 職員（専任）7人 （兼務）1人	(3) 行政評価に関すること。
	(4) 広域行政に関すること。
	(5) 広域合併に関すること。
	(6) 港湾行政に関すること。
会計年度任用1人	(7) 大学等高等教育に関すること。
	(8) 四日市市土地開発公社に関すること。
	(9) 庁議に関すること。
	(10) 特命事項に関すること。
	(11) 中核市推進室に関すること。
	(12) 部及び課の庶務に関すること。

（職員（専任）9人、職員（兼務）1人、会計年度任用職員1人）

【中核市推進室】

中核市推進室 職員（専任）1人 （兼務）6人	（1）中核市への移行に係る総合調整及び事務の推進に関するこ と。
	（2）地方分権に関すること。

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - （1）リスク評価チェックリストの検証
 - （2）職員配置におけるリスク
 - （3）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
 - （4）土地開発公社から引き継いだ土地の管理に関するリスク
 - （5）負担金の支出におけるリスク

- 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

（1）リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務は財産管理事務等においてリスクが高い評価となった。実査では、概ね適正に事務処理がなされている。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付を行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置におけるリスク

- ◆当所属の勤続年数については、全職員が勤続3年未満と勤続年数が短い状況にあり、業務への支障がないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 政策推進課の職員は、部局ごとの担当制をとり、各部局に対し同様の方法で業務を行っていることから、他の職員がサポートできる体制となっている。また、年度替わりにおいては担当業務についての引き継ぎ書を全員が作成して1冊にまとめ、スムーズな業務引継ぎに活用している。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災基準認定を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 所属職員全員が年間360時間を超える時間外勤務を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。新型コロナウイルス感染症に関連した業務が生じたことも影響していると思われるが、職員のワーク・ライフ・バランスを確保し、健康に働くことができる職場環境をつくるため、時間外勤務の縮減をはじめとした働き方改革をさらに進める必要がある。

意見

- ① 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

- ② 新型コロナウイルス感染症への対応にあたるため、政策推進部内に新型コロナウイルス感染症対策室が設置されており、政策推進課の職員が率先して対策室の応援にあたっていることは評価できるが、時間外勤務の増加にもつながっている。今後の新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、政策推進部内のみならず、全庁的に応援を求めるなど柔軟な対応をとること。

(4) 土地開発公社から引き継いだ土地の管理に関するリスク

- ◆土地開発公社の解散に伴い、政策推進課が多くの土地を引き継いでいる。これらの土地の管理や活用が適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 土地開発公社から引き継いだ土地の管理業務については、四日市市文化まちづくり財団に業務委託を行っている。令和3年度には公社の清算終了が予定されており、それに伴って公社が保有する残りすべての土地が市に移管されることになる。将来的には関係する部局への所管替えを含め、適切な財産管理について取り組む必要がある。

意見

引き継いだ土地の四日市市文化まちづくり財団への管理業務委託については、現場の状況によっては管理業務の内容を見直すなど、年度途中での契約変更が生じることにも念頭に置くとともに、他課の契約内容も参考にするなどして、適正な委託契約金額となるよう十分に留意して行うこと。併せて、業務の履行確認についても確実に行うこと。

(5) 負担金の支出におけるリスク

- ◆政策推進課では各種の協議会等に対して負担金の支出が行われているが、支出先の団体の活動状況などを十分に把握できているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 政策推進課では6団体に対して負担金を支出しており、団体の活動状況は総会での報告などで確認している。今後についても、支出先団体の活動状況の適切な把握に努め、負担金額も含めて公費を支出する妥当性について常に検討を行っていく必要がある。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 中核市移行に向けた取り組みについて【有効性の視点】

- ア 中核市移行については、今後においても県との調整や情報収集を十分に行うとともに、関係部局との緊密な連携を図り、また必要な体制整備を行うなど、中核市への移行が適切に行われるよう準備を進めていくこと。
- イ 産業廃棄物不適正処理事案もあり、中核市への移行が順調に進められているとはいいがたい状況において、中核市移行推進事業費については、不用額が多く生じている。中核市移行における現状を踏まえ、移行に向けた進捗状況を十分考慮しながら、適切な予算要求を行うよう留意すること。

② 産学官連携事業について【効率性・有効性の視点】

- ア 三重大学の北勢サテライト知的イノベーション研究センターに対して補助金を支出しており、また東京大学に対しては調査研究にかかる業務委託を行っている。これらの業務委託や補助について、金額面も含めて適正性について検証するとともに、これらの大学以外との連携についてもその必要性などの検討を行うこと。
- イ 東京大学へ土地の利活用に係る経年変化に関する調査について業務委託を行っているが、その専門的な知見を大いに活用するとともに、結果について市民へも分かりやすく発信すること。
- ウ 四日市大学との協定については、協定を結んだ後どうしていくかが重要である。三重大学や東京大学との連携も含め、単なる連携にとどまらず、各部局が効果的に活用できるよう、政策推進課がしっかりと産学官連携に取り組むこと。

③ 土地の使用許可について【合規性の視点】

- 政策推進課が所管する一部の土地を消防本部が使用しているが、普通財産である土地の使用承認の根拠について改めて確認を行うこと。

④ 職員による政策提案制度について【有効性の視点】

- ア 職員による政策提案により事業化した事業については、提案した職員のモチベーションの観点からも、当該事業が若手職員の提案によるものであることが伝わるような発信方法を検討すること。

イ 「こども広報」や「こにゅうどうくんうちわ」といった、これまでの政策提案に基づいて事業化された取り組みについては、継続的に有効活用されているかなど、政策推進課としても事業化後の状況について引き続き注視していくこと。

ウ 現在の新型コロナウイルス感染症が流行している状況をふまえると、今後はポストコロナの視点も重要になってくると考えられることから、今後の政策提案においてもそうした視点を取り入れた提案ができるよう検討すること。

⑤ 新型コロナウイルス感染症を受けた総合計画の推進について【有効性の視点】

総合計画策定時には新型コロナウイルス感染症は想定されていなかったことを踏まえ、今後の推進計画等においては、オンラインの活用など新たな手法の積極的な導入を検討するなど臨機応変に対応し、コロナ禍における厳しい状況のなかでも、重要な政策についてはしっかりと取り組むこと。

評 価

適正な業務執行について

政策推進課はややリスクの高い部署であるものの、共通事務などにおいて概ね適正な処理ができている点は評価できる。引き続き内部統制やチェック機能を働かせ、他部署の模範となるよう高い意識をもって業務にあたってもらいたい。

政策推進部 秘書国際課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 政策推進部秘書国際課

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年6月3日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部秘書国際課の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【秘書国際課】

秘書国際課 職員6人 再任用1人 会計年度任用1人	(1) 秘書に関すること。
	(2) 儀式に関すること。
	(3) ほう賞及び表彰（職員の表彰を除く。）に関すること。
	(4) 名誉市民に関すること。
	(5) 市長会に関すること。
	(6) 国際交流に関すること。
	(7) 姉妹（友好）都市に関すること。
	(8) 国際交流基金に関すること。
	(9) 課の庶務に関すること

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク

(3) 事務分掌におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、全体的なリスク評点は低かったが、事前調査の結果、支出事務、契約事務について、事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	2 / 4	○
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

(評点/リスク最大時の評点)

(2) 職員配置のリスク

- ◆国際交流業務については、現在、正規職員1人、再任用職員1人、会計年度任用職員（フルタイム・市民生活課兼務）1人、会計年度任用職員（パートタイム）1人の計4人が職務を担当している。しかし、正規職員の経験年数は短く、業務執行は円滑に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 当課の再任用職員は、正規職員としての任用時に国際交流業務を担当した経験があり、現在、正規職員とともに主担当的な位置付けに置かれている。また、会計年度任用職員（フルタイム・市民生活課兼務）も、当該業務を継続して長く担当しており、直接担当する英語の通訳・翻訳だけでなく、業務全般に精通し、現在、国際交流業務は円滑に執行されている。また、人事異動があっても業務に支障が生じないように、担当職員4人での情報共有に努めているとのことである。

国際交流業務の円滑な執行には、海外との人のつながりが重要であり、今後、業務が安定して引き継がれるよう、将来を見据えた人材育成と人員配置が求められる。

(3) 事務分掌におけるリスク

- ◆秘書業務と国際交流業務という分野の異なる業務を当課で担当しており、業務執行上、効率性に問題はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 姉妹都市・友好都市との交流業務は、過去に他部局の分掌となっていた時期もあるが、市長と交流先都市のトップとの直接かつ迅速な意思確認が重視される業務であり、事務の効率性の観点からも、現在のところ、妥当な事務分掌と考えられる。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部チェック体制の再構築について【合規性の視点】

他部局と比較して文書量も少なくリスク評価の点数も低いですが、前回定期監査に続き事務処理誤りが見受けられる。注意のあった部分を見直し、内部チェック体制を整え、業務に当たること。

② 国際交流事業について【有効性の視点】

ア コロナ禍の中で、「姉妹都市との交換学生・教師（通称：トリオ）の相互派遣事業」への参加者とWeb会議システムを使用した交流会を行っている。その効果を検証し、オンラインであっても効果的な国際交流ができるよう研究すること。

イ 他部局が主体となって行う種々の国際交流事業において、秘書国際課が連絡調整に加わったり、国際儀礼にかなったアプローチの方法をアドバイスしたり、側面から支援を行っている。今後、オンラインでの国際交流が活発になることが予想され、当課のノウハウがますます重要になってくるので、国際交流の面で他部局をリードしていくこと。

③ 国際交流基金について【有効性の視点】

国際交流基金へ市民から寄附をいただくことが困難になっている状況がある。国際交流の取組みを広報の特集号で紹介するなど、国際交流を理解し、国際交流基金への寄附に賛同してくれる市民を増やすように努めること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 政策推進部 東京事務所
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室（Webにて実施）
 - 監査期間 令和3年6月4日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部東京事務所の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【東京事務所】

東京事務所 職員4人 (うち1人は総務省 消防庁へ派遣) 会計年度任用1人	(1) 中央官公庁その他各種団体等との連絡に関する事
	(2) 本市に関係のある情報及び資料の収集、調査等に関する事
	(3) 首都圏における本市の広報及びこれを目的とした事業の実施に関する事
	(4) 市長の特に必要と認めた事項に関する事
	(5) 所の庶務に関する事

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員の当所属勤続年数が短いことによるリスク
- (4) 職員宿舎に置かれている備品の管理上のリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においてはリスクは高かったが、財務会計事務、文書事務などの事務一般（以下「共通事務」という。）について、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2/6	○
支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか（負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	2/4	○

組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
-------	---------------	---	-------	--

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員は見受けられないものの、令和2年度より新たに総務省消防庁派遣となった職員は年間300時間ほどであった。一方で、他の職員について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により業務の縮小を余儀なくされたため、職員全体の平均時間数はほとんど変わっていない。

派遣職員の時間外勤務命令を行うのは派遣先であるうえ、この派遣職員の時間外勤務については災害対応も多くあるため予測できない部分も大きいものの、基準を超える時間数になるようなことがないか等、派遣職員やその派遣先での上司からの聞き取りを行い、派遣元としても派遣職員の実態把握に努めている。

職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、引き続き勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。

意見

- ① 総務省へ派遣されている職員についても、時間外勤務状況を引き続きしっかりと把握すること。

(3) 職員の当所属勤続年数が短いことによるリスク

- ◆当所属勤続年数が3年未満の職員ばかりであるが、業務に差し支えることのないよう工夫していることはあるか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 今までも、所長以外の職員は概ね3年程度で異動しているが、その2人の職員の異動時期は重ならないようになっている。業務に支障のないように、事務手続きに関する引継書の作成のほか、過去のイベントに関する写真や情報をまとめるなどの工夫を行っている。また、令和2年度に共有フォルダの整理を行い、情報共有が適切に行えるようにしている。

ただ、事務処理については、一部に誤りがあり、チェック機能の見直しが必要である。

(4) 職員宿舎に置かれている備品の管理上のリスク

- ◆職員宿舎に置かれている備品について、備品の実査を行うなど、適切に管理がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 備品の実査にあたっては、居住している職員が各自で台帳との突合を行い、所属長に報告することで、適切に管理されていることを確認している。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

- ① 内部チェック体制の再構築について【**法規性の視点**】
事務処理上の誤りが散見された。改めて事務処理方法を確認し、あわせて内部チェック機能の見直しを図ること。

意 見

- ① 東京に事務所を設置していることによる効果の検証について【**有効性の視点**】
首都圏に職員が常駐していることによって、首都圏で行われるイベント、セミナーで情報収集をすることができる、中央官公庁等と密に連絡を取ることによって市の施策を円滑に行うことができる、首都圏在住の人々に市を直接PRすることができるといったさまざまな利点がある。しかし、そこで得た情報が実質的に市の施策等にもたらしている効果、首都圏で市の情報を発信したことによって市に還元された効果がどれほどのものなのかがなかなか見えにくいと考えられる。より有用な情報収集や情報発信等の事業に取り組むべきである。
- ② 効果的な情報収集・発信への取り組みについて【**有効性の視点**】
 - ア これまで中央省庁等とフェイス・トゥ・フェイスの交流を重ね、早期に情報を得られるような人間関係を築いてきたが、今後も引き続きスムーズな情報収集が困難な環境の中でも最大限に市に有益な情報を得ることができるように取り組むこと。
 - イ 令和2年度から新たに作成している「東京事務所ニュース」について、反響もあり回を重ねるごとに話題にもなっているとのことだが、今後一層活用し、情報収集にもつなげるようにすること。
 - ウ SNSでの発信のためのスキルを研究し、東京事務所からのSNSを活用した情報発信も検討すること。
- ③ 移住促進への取り組みについて【**有効性の視点**】
コロナ禍においてリモートワークが推進されている状況の中、東京一極集中から地方へという人の流れがあり、これは、都心部の人材の四日市市への移住につなげるチャンスである。東京に事務所を置いている強みを発揮し、本市の魅力のアピールに努めること。

上下水道局 管理部

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 上下水道局 管理部
総務課 経営企画課 お客様センター 生活排水課
 - 対象年度 令和2年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 上下水道局 会議室
 - 監査期間 令和3年7月9日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

上下水道局管理部各所属の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

（管理部）

【総務課】

上下水道局	(1) 例規の制定及び改廃並びに告示に関する事。
職員2人	(2) 公印の管守に関する事。
管理部	(3) 文書管理の総括に関する事。
職員1人	(4) 職員の人事管理及び給与事務に関する事。
総務課	(5) 職員の福利厚生及び労働安全衛生に関する事。
職員1人	(6) 会計年度任用職員に関する事。
総務係	(7) 労働組合に関する事。
職員6人	(8) 夜間休日受付に関する事。
再任用1人	(9) 広報広聴に関する事。
会計年度任用5人	(10) 組織機構に関する事。
	(11) 職員研修に関する事。
	(12) 情報公開及び個人情報保護制度の運用に関する事。
	(13) 災害対策の総括に関する事。

	(14) 局内の事務の連絡調整に関する事。
	(15) 局、部及び課の庶務に関する事。
	(16) 局の他の部課の主管に属しない事項に関する事。
管財係 職員 5 人 会計年度任用 2 人	(1) 事業用財産等の取得、管理及び処分に関する事。
	(2) 事業用財産等の使用許可等に関する事。
	(3) 法定外公共物(水路に限る。)の使用許可等に関する事。
	(4) 不動産登記事務に関する事。
	(5) 庁舎及び附属施設の管理に関する事。
契約係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(1) 物品の売買又は賃借、請負その他の契約に関する事。
	(2) 自動車の管理の総括に関する事。
	(3) 貯蔵品の受払いに関する事。

(職員 19 人、再任用 1 人、会計年度任用 8 人)

【経営企画課】

経営企画課 職員 1 人	(1) 経営計画及び企画に関する事。
	(2) 統計及び調査に関する事。
	(3) 計画決定及び認可申請に関する事。
企画計画係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(4) 都市下水路の指定に関する事。
	(5) 開発行為に係る指導に関する事。
	(6) 総合治水対策事業の計画に関する事。
	(7) 流域下水道事業に関する事。
	(8) 下水道事業運営委員会に関する事。
	(9) 水道水源保護施策に関する事。
	(10) 局内の事業の連絡調整に関する事。
	(11) 課の庶務に関する事。
水道財政係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(1) 水道事業に係る(以下、(2)、(3)、(5)～(10)において同じ。)財政計画及び資金計画に関する事。
	(2) 予算の調整及び決算に関する事。
	(3) 出納(収納)取扱金融機関並びに現金、有価証券等の出納及び保管に関する事。
	(4) 水道料金の改定に関する事。
	(5) 企業債及び一時借入金に関する事。
	(6) 支出命令の審査に関する事。
	(7) 固定資産台帳に関する事。
	(8) 業務状況及び事業統計に関する事。
	(9) 企業会計システムの運用管理に関する事。
	(10) その他財務に関する事。

下水財政係 職員 7 人 会計年度任用 1 人	(1) 下水道事業に係る(以下、(2)、(3)、(5)～(10)において同じ。)財政計画及び資金計画に関すること。
	(2) 予算の調整及び決算に関すること。
	(3) 出納(収納)取扱金融機関並びに現金、有価証券等の出納及び保管に関すること。
	(4) 下水道使用料及び受益者負担金の改定に関すること。
	(5) 企業債及び一時借入金に関すること。
	(6) 支出命令の審査に関すること。
	(7) 固定資産台帳に関すること。
	(8) 業務状況及び事業統計に関すること。
	(9) 企業会計システムの運用管理に関すること。
	(10) その他財務に関すること。

(職員 16 人、会計年度任用 3 人)

【お客様センター】

お客様センター 職員 1 人 料金係 職員 8 人 再任用 1 人 会計年度任用 2 人	(1) 水道料金及び下水道使用料の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(2) 水道料金システムの運用管理に関すること。
	(3) 業務統計に係る連絡調整に関すること。
	(4) 水道使用の開始、休止等に関すること。
	(5) 使用水量の用途及び計量の認定に関すること。
	(6) 水道使用の監視及び取締に関すること。
	(7) 量水器の点検に関すること。
	(8) 水道使用の計量に関すること。
	(9) 水道料金の滞納に係る給水停止に関すること。
	(10) 水道料金及び下水道使用料の減免に関すること。
	(11) 下水道事業受益者負担金の収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(12) コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設をいう。以下同じ。)使用料及び農業集落排水施設使用料の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(13) コミュニティ・プラント事業費分担金の収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(14) 水道事業会計その他収益の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(15) 電話交換に関すること。
	(16) 課の庶務に関すること。

給水審査係 職員 7 人 会計年度任用 2 人	(1) 指定給水装置工事事業者の指定等に関する事
	(2) 給水装置工事申請の受付、審査、監督及び検査に関する事
	(3) 給水装置工事関係図書のデータ入力及び保管に関する事
	(4) 給水装置工事の違反の取締に関する事
	(5) 貯水槽水道施設の指導に関する事
	(6) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発区域内の給水計画等に関する事
	(7) 行政区域外給水に関する事
	(8) 量水器の取替等に関する事

(職員 16 人、再任用 1 人、会計年度任用 4 人)

【生活排水課】

生活排水課 職員 3 人 浄化槽指導係 職員 3 人 再任用 1 人 会計年度任用 4 人	(1) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく浄化槽の設置等の届出に関する事
	(2) 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検及び清掃の指導等に関する事
	(3) 浄化槽法に基づく浄化槽の法定検査の指導等に関する事
	(4) 浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業者の登録、指導等に関する事
	(5) 合併処理浄化槽の助成等に関する事
	(6) 合併処理浄化槽の普及促進に関する事
	(7) 浄化槽台帳に関する事
	(8) 課の庶務に関する事
水洗化普及係 職員 5 人 会計年度任用 8 人	(1) 水洗化の普及促進に関する事
	(2) 排水設備の設置及び使用開始に関する事
	(3) 除害施設の設置、指導等に関する事
	(4) 排水設備の設計及び工事施行の指導に関する事
	(5) 排水設備工事指定業者の指定等に関する事
	(6) 排水設備設置に伴う助成等に関する事
	(7) 流域下水道接続承認に関する事
	(8) 公共下水道事業等の供用開始に関する事
	(9) 下水道事業受益者負担金の賦課対象区域の決定に関する事
	(10) 下水道事業受益者負担金及びコミュニティ・プラント事業費分担金の賦課及び調定に関する事
	(11) 水洗化統計に関する事

(職員 11 人、再任用 1 人、会計年度任用 12 人)

第3 監査の着眼点

1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 職員の技術等の継承に向けたリスク
- (5) 事業計画の推進におけるリスク
- (6) 適正な債権回収の実施におけるリスク

2. 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、契約事務、文書管理事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

（管理部）

【総務課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
	主要な所掌事務として内部統制事務を行	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	

	っているか			
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

(評点／リスク最大時評点)

【経営企画課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

【お客様センター】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

【生活排水課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

◆業務の平準化及び引継ぎができていないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 経営企画課水道財政係は、育児休業取得者がいることから代替者の確保やベテラン職員の人事異動の可能性を踏まえ、業務の平準化や引継ぎができる体制を整えることが必要である。

上記対象課：【経営企画課】

- ◆係長が、在職年数・所属通算年数ともに長く、役職のない職員は在職年数・所属在籍年数ともに少ない。人材育成や業務のノウハウの継承に問題はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ ベテラン職員が経験の少ない職員と組んで現場へ出ることや窓口での対応を共に行うなどにより、市民への対応方法や業務ノウハウが、経験の少ない職員へ継承されるよう取り組んでいるが、人材育成や業務ノウハウの継承は課題である。

上記対象課：【生活排水課】

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。
- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 年間360時間を超える時間外勤務を行っている職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを確保し、健康に働くことができる職場環境をつくるため、時間外勤務の縮減をはじめ、働き方改革をさらに進める必要がある。

上記対象課：【経営企画課】 【お客様センター】 【生活排水課】

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 職員の技術等の継承に向けたリスク

- ◆上下水道局職員として必要な知識や技術を習得するための研修等へ積極的に参加しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 職員として必要な知識、今後増大する施設の更新や維持管理業務等を想定して必要となる技術・技能等の習得のため、内部研修の実施や外部研修への派遣を局全体で積極的に行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となった研修もあったが、Zoom等のリモートで参加できる研修も増えている。今後も、多くの職員が多様な研修に参加できるような取り組みが必要である。

上記対象課：【総務課】

(5) 事業計画の推進におけるリスク

- ◆水道ビジョンにおいて、管路更新の整備計画を策定しているが、大量の水道管の更新時期を迎えるため、計画どおりに進むのか。また、他の業務により、職員への負担に無理はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 他の事業も含め、設計施工一括発注方式や包括的民間委託の導入を進めることで計画を推進することなどにより、職員の負担軽減を行っている。企画計画系の業務が多岐にわたっているため、委託化することにより、経営計画及び企画、国への補助申請要望等に重点を置けるようにし、専門分野の業務に集中することで職員の育成につなげることが必要である。

上記対象課：【経営企画課】

(6) 適正な債権回収の実施におけるリスク

- ◆お客様センターでは、水道料金、下水道使用料及び受益者負担金、農業集落排水施設使用料、コミュニティ・プラント使用料と複数の会計にわたる収納業務を担っているが、こうした債権回収が適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 適正な収入確保のため、納期内納付の推進を図り、口座振替納付やクレジットカード決済、コンビニエンスストア納付などの周知を行い、これらの利用率を向上させることで利便性の向上に努めている。また、滞納者に対しては段階を踏んで納付を促すとともに、悪質な滞納者に対しては、債権の種類に応じて財産の調査及び差押による滞納処分を行っている。

上記対象課：【お客様センター】

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

① 内部事務管理について【合規性の視点】

事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

上記対象課：【総務課】 【経営企画課】 【お客様センター】

意見

① 緊急修繕工事の基準について【合規性の視点】

緊急対応にて行う施設等の修繕工事については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき行われている事例があるが、職員ごとにより判断の差異が生じないよう局として詳細な基準を持つことができないか検証すること。

上記対象課：【総務課】

② 借用物件の使用料金について【合規性の視点】

上下水道管の埋設等の目的で鉄道用地を借用しているが、借用に伴う使用料は賃貸借契約を交わす当初に交渉されている。使用料の基準について整理できないか研究すること。

上記対象課：【総務課】

③ 泗水の里のPRについて【有効性の視点】

泗水の里は「四日市の水がおいしいこと」をPRすることが目的で製造・販売しているのであれば、多くの市民が手に取って見てもらうことや利用していただくことが重要である。販路拡大のためにも販売の促進につながるバーコードを入れるなど、販売する側の視点から検証すること。

上記対象課：【総務課】

④ HP（ホームページ）の更新について【有効性の視点】

HPは、局の広報広聴につながる手段であるが、提供者側と利用者側では温度差があり、HPにて情報提供しても市民は関心がなく見ていないことも想定できる。市民がどの程度HPを利用しているか実態を把握し、必要に応じてHPの更新頻度を増やすことやスマートホンなどでも利用しやすいアプリの導入を検証するなど、市民が求める情報発信を検討すること。

上記対象課：【総務課】

⑤ 水道料金・下水道使用料の滞納繰越について【合規性の視点】

水道料金・下水道使用料の収納率は、一般会計における市税の収納率と比べると低い。徴収に向けた現在の取り組みをステップアップさせて、収納率の向上を図ること。

上記対象課：【お客様センター】

⑥ 委託者としての管理・監督について【有効性の視点】

水道料金の収納、水道（既設）の使用・休止、水道メーターの検針などの業務はプロポーザル契約により委託していたが、令和3年度より一般競争入札で新たな事業者が変わっている。前事業者で働いていた検針員や一部の社員は継続して働いているが、多くの社員は新事業者の社員に変わっていることから、委託先の社員のES（従業員満足度）が確保されているか委託者として目配りをする事。

上記対象課：【お客様センター】

⑦ 給水停止措置の対応について【有効性の視点】

水道料金や下水道使用料などの滞納者で納付の意思が希薄なものに対しては給水停止措置にて収入確保を図っているが、水は人の命につながるライフラインでもある。コロナ禍における生活困窮者は増加しており、支払うことができない環境の人もいるので、給水停止措置は状況に応じたきめ細やかな対応を行うこと。

上記対象課：【お客様センター】

⑧ 徴収事務に伴う対応について【有効性の視点】

ア 滞納者の訪宅に際しては、職員の安全対策を十分図ること。

上記対象課：【お客様センター】

イ 原則、現場で現金を取り扱わないが、やむを得ず取り扱う場合は間違いが起こらないよう複数体制を取るなど、管理者は適切なマネジメントを図ること。

上記対象課：【お客様センター】

⑨ 水洗化率の向上について【有効性の視点】

下水道整備区域における下水道未接続家屋の下水道への接続については、生活排水課職員が粘り強く訪問等を行い、周知を図っているが、水洗化率（下水道に接続している人口／下水道に接続可能な人口）は約93%にとどまっており、全国平均よりも低い状況にある。

「四日市市公共下水道接続指導要綱」が平成30年11月に施行され、下水道未接続者に対し、特別指導→勧告→命令→告発と行政手続が規定されたが、最初の手続である特別指導を行うのに、一般家庭では最低でも下水道供用開始から6年が必要であり、まだ、手続きを行った実績はない。要綱の周知と公共下水道への切替について、訪問による啓発を行っているが、今後、適切に要綱の定める手続きを実施していくことにより、実効性をもって水洗化率向上につなげること。

上記対象課：【生活排水課】

⑩ 合併浄化槽の適正管理について【有効性の視点】

合併浄化槽は適正な管理により綺麗な水を流すことで水質の浄化促進につながる。そのため的手段として法定検査の適正率は重要な指標であり、電話や訪問による指導、水質検査機関との連携により継続して適正な合併浄化槽の維持・管理、適正率の向上を図ること。

上記対象課：【生活排水課】

評価

① 時間外勤務の縮減について

総務課においては、年間の時間外勤務が360時間以上の職員が0人となり、大幅に時間外勤務の状況が改善されていることは評価できる。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベントの中止などの要因もあるが、引き続き時間外勤務の縮減に向けて取り組むこと。

上記対象課：【総務課】

② 公用車の一元管理について

上下水道局が所有する公用車について、一元管理が可能な車両をアウトロックの予定表を活用した一元管理に改善していた。そのことにより、車両を効率的に活用できるようになり、古くなった車両2台を廃車して維持管理費の軽減を図るなど、3Eの視点に基づく取り組みを行っていることは評価できる。

上記対象課：【総務課】

上下水道局 技術部

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 上下水道局 技術部
 - 施設課 水道建設課 水道維持課 下水建設課
 - 対象年度 令和2年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 上下水道局 会議室
 - 監査期間 令和3年7月9日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

上下水道局技術部各所属の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

（技術部）

【施設課】

技術部 職員1人	(1) 水道施設の修繕、建設改良及び新設に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関すること。 (2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。 (3) 水源管理センター及び水質管理室の作業計画等に係る連絡調整に関すること。 (4) 水源施設の統計に関すること。 (5) 部及び課の庶務に関すること。
施設課 職員1人	
水道施設係	
職員8人	
再任用1人	
会計年度任用1人	

下水施設係 職員 9 人 会計年度任用 3 人	(1) 浄化センター及びポンプ場の修繕、建設改良及び新設に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関する事。
	(2) コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の修繕、建設改良及び新設に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関する事。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事。
	(4) 浄化センター及びポンプ場の作業計画に関する事。
	(5) 浄化センター及びポンプ場の運転管理及び維持修繕に関する事。
水質管理室 職員 3 人 会計年度任用 2 人	(1) 給水栓及び水道施設の水質検査及び水質管理に関する事。
	(2) 水質検査データの管理に関する事。
	(3) 水質検査用薬品の管理及び保管に関する事。
	(4) 水道水質の検査依頼に関する事。
	(5) その他水質検査に関する事。
水源管理センター 職員 10 人 再任用 2 人 会計年度任用 1 人	(1) 水源施設の運転、維持管理並びに修繕工事の設計・施行監督等に関する事。
	(2) 薬品・油脂の管理及び保管に関する事。
日永浄化センター 職員 10 人 再任用 1 人 会計年度任用 2 人	(1) 日永浄化センターの施設（以下「浄化センター施設」という。）における作業計画に関する事。
	(2) 汚水処理作業及び維持修繕に関する事。
	(3) 水質に関する事。
	(4) 浄化センター施設の管理運営に関する事。
	(5) 浄化センター施設の維持管理並びに修繕工事の設計及び施行に関する事。
	(6) 浄化センター施設の電気機械設備及び器具の管理に関する事。
	(7) 主管施設の新設及び改良に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関する事。
	(8) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事。
	(9) 汚水ポンプ場の作業計画、管理運営その他ポンプ場の維持管理に関する事。

(職員 42 人、再任用 4 人、会計年度任用 9 人)

【水道建設課】

水道建設課 職員 2 人	(1) 水道施設の建設改良及び新設に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
水道建設係 職員 7 人	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
再任用 1 人	(3) 工事積算基準に関すること。
会計年度任用 3 人	(4) 都市計画法に基づく開発区域内の配水計画に関すること。
管路安全係	(5) 課の庶務に関すること。
職員 8 人 会計年度任用 1 人	(1) 管路等の整備計画及び立案に関すること。
	(2) 水道施設の建設改良及び新設に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 鉛給水管解消事業に関すること。

(職員 17 人、再任用 1 人、会計年度任用 4 人)

【水道維持課】

水道維持課 職員 2 人	(1) 配水細管に係る建設改良更新工事の設計及び施行に関すること。
管理保全係 職員 11 人 会計年度任用 1 人	(2) 修繕工事及び維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること。
	(3) 受託工事及び関連配水細管改良工事の設計及び施行に関すること。
	(4) 道路等関連工事による移設工事の設計及び施行に関すること。
	(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(6) 配水管の洗管作業計画に関すること。
	(7) 各種竣工図面の整理及び管理に関すること。
	(8) 水道工事用資材及び関連工法の調査研究に関すること。
	(9) 消火栓に係る会計負担金に関すること。
	維持補修係 職員 22 人 会計年度任用 4 人
(2) 漏水防止の調査及び計画に関すること。	
(3) 修繕の受付に関すること。	
(4) 道路等関連工事による給水管等の移設工事に関すること。	
(5) 水道管の現場立会いに関すること。	
(6) 管末残留塩素及び水圧の測定に関すること。	
(7) 直営工事に係る資機材の管理に関すること。	
(8) 課の庶務に関すること。	

(職員 35 人、会計年度任用 5 人)

【下水建設課】

下水建設課 職員 4 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関する事 こと。
下水建設第 1 係 職員 7 人	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事 こと。
会計年度任用 1 人	(3) 所管に属する事業の補償に関する事 こと。
	(4) 課の庶務に関する事 こと。
下水建設第 2 係 職員 7 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関する事 こと。
会計年度任用 1 人	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事 こと。
	(3) 所管に属する事業の補償に関する事 こと。
下水建設第 3 係 職員 7 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関する事 こと。
	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事 こと。
	(3) 所管に属する事業の補償に関する事 こと。
工務係 職員 8 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の修繕に係る土木工事等の設計及び施行に関する事 こと。
会計年度任用 6 人	(2) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の維持管理に関する事 こと。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事 こと。
	(4) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の台帳の整備保管に関する事 こと。
	(5) 所管に係る資材の管理に関する事 こと。

(職員 33 人、会計年度任用 8 人)

第 3 監査の着眼点

1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 水道施設・管路の老朽化のリスク

2. 3E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

(技術部)

【施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	

契約事務	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

【水道建設課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

【水道維持課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

【下水建設課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	

契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

（２）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

◆水質管理室職員は全員事務職であるが、水質検査業務には専門的な知識が必要ではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 近年の職員採用において専門職の採用がないが、化学系の知識を習得した職員が配置されている。また、水質の分析機器を使用するために必要な研修等を適宜受講していることから現在のところ業務に支障はきたしていない。

定期的に機器を更新しているが、使用するために必要な研修等に参加し、習得したノウハウ、技術を職員全員で共有する必要がある。

上記対象課：【施設課】

- ◆職員の業務量が多大であったことから、これまで外部委託化を進めてきた。維持管理業務に携わることが減少し、維持管理業務の把握及び委託業者への指導能力の低下が見受けられないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 維持管理技術の向上のため、外部研修を受講するとともに、ベテラン職員からの指導を受けることにより知識を身に付けるなど、技術の継承を進めている。

上記対象課：【施設課】

- ◆ベテラン職員が減少しているが、人材の確保や技術の継承に取り組んでいるか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 水道施設の更新需要が増大することが見込まれるが、水道事業に携わってきたベテラン職員は退職により減少することが想定される。水道建設課においては、人事課と連携して職員の長期配置、経験者を再任用や会計年度任用職員として配置することで、ベテラン職員からの技術の継承に取り組むとともに、令和2年度は、外部委託にて、研修等の技術支援を委託し、水道スキルの向上に努めている。

上記対象課：【水道建設課】

- ◆維持補修係の労務職については、近年採用を行っていることもあり、職員間で在職年数の差が大きくなっている状況にあるが、技能継承などを含めて業務への支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 業務にあたっては、ベテラン職員を主担当、経験の少ない職員を副担当とした体制をとっており、現場でのOJTを通じて技能継承を図っている。また、上下水道局内にある倉庫において、実際に作業などを行う形の研修も行っている。

今後もベテラン職員の退職に伴ってさらに採用が行われる可能性があることから、研修等を含めた計画的な職員育成を図ることが必要である。

上記対象課：【水道維持課】

- ◆係長・主幹が、在職年数・所属通算年数ともに長く、役職のない職員は在職年数・所属在籍年数ともに少ない。人材育成や業務上の技能継承に問題はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 経験の少ない職員に対し、必要な研修機会を設け人材育成を図ることや、現場でのOJTを通じて技能継承に努めているが、引き続き人材育成や技能継承に取り組む必要がある。

上記対象課：【下水建設課】

意見

水道事業において、技術継承は最重要な課題のひとつであり、可能な限り研修の時間を割り、スキルアップができるような環境を確保して、職員の養成を行うこと。

上記対象課：【水道建設課】【水道維持課】

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 年間360時間を超える時間外勤務を行っている職員が見受けられた。

職員のワーク・ライフ・バランスを確保し、健康に働くことができる職場環境をつくるため、時間外勤務の縮減をはじめとした働き方改革をさらに進める必要がある。

上記対象課：【全課】

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

上記対象課：【全課】

(4) 水道施設・管路の老朽化のリスク

- ◆水道施設・管路の老朽化について、将来ビジョンを描いた対応が進められているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 局としては、「四日市市水道ビジョン2019（水道事業基本計画）」（計画期間：平成31（2019）年度から平成40（2028）年度）に基づき、「第3期水道施設整備計画」、「中期財政計画（経営戦略）」を策定し、実施している。

水道施設については、これまでも老朽化した施設の更新を進めてきているが、今後は人口の減少などに伴い水需要の増加が見込めないことが想定できる。施設の整備は、適正な施設規模となるよう縮小などの見直しを図りながら更新を進めていく必要がある。

上記対象課：【施設課】

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 管路については、昭和44年以前に布設された導水管・送水管・口径75mm以上の配水管を対象に、令和10年度までに更新する計画で事業を進めており、更新の際は、口径の縮小等を検討しながら実施している。

上記対象課：【水道建設課】

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 随意契約について【合規性の視点】

他市において、随意契約が可能となるよう故意に工事を分割し、発注していたことから職員が処分されている。故意な分割発注が行われることのないよう、自覚を持って業務を行うとともに、しっかりとチェックを行うこと。

上記対象課：【全課】

② 委託料及び工事請負費について【有効性の視点】

小規模委託業務及び原課契約工事の発注において、上限に近い契約金額が複数見受けられた。積算から発注方法、契約締結までを毎回精査し、契約手続きの適正性に疑念を持たれることのないような契約手続きを行うこと。

上記対象課：【施設課】

③ 漏水処理の適切な執行について【経済性・有効性の視点】

漏水への対応については、従来からの調査方式を変更したり、漏水を探知する新たな技術を試行導入したりするなど、早期発見や修繕に努めているが、漏水率はなかなか改善しない状況にある。

今後も、引き続き漏水原因の分析やICTなどの新たな技術の研究を積極的に行い、漏水率の低下に努めること。

上記対象課：【水道維持課】

④ 漏水発見時の通報について【効率性の視点】

郵便局の配達員が漏水を発見した際には、通報をするという協定を結んでいるとのことである。市民からも早い段階から通報いただけるように、広報等を活用し、わかりやすく水漏れについての注意や情報の周知に努めること。

上記対象課：【水道維持課】

⑤ 上水道施設情報管理システムモバイル版セットアップ業務委託について

【効率性の視点】

従来は、漏水の連絡があれば、上下水道局内のシステムや紙資料で現場の状況を確認したうえで対応に向かっていたが、モバイル端末を導入したことで車中や現地での確認が可能となり、初期対応が早くなったということである。このことにより職員の業務の負担の軽減や時間外勤務にどのようなつながっているかを分析し、成果が見えるように整理すること。

上記対象課：【水道維持課】

⑥ 下水道普及の促進について【効率性の視点】

国は、地方公共団体に対し令和8年度末までに下水道事業の概成を示しており、本市では令和7年度末までに市街化区域内の概成を目標としている。

その実現のため、令和2年度に建設会社と設計コンサルタント会社の共同企業体に対し設計施工一括方式（試行）による発注を行った。この設計施工一括方式による発注は、通常工事発注では、設計成果が業者より納品されてから工事発注に至る過程で担当職員による積算作業にかかる日数が必要となるが、一括方式による発注の場合、並行しての作業とすることができるため、相当日数の短縮が図られるなどのメリットがある。

国から多様な入札契約方式が求められるなか、全国的にも実績が少ない当発注方式を採用し、業務の効率化を図っていることは評価できる。引き続き令和3年度も試行していくが、他部局へも当発注方式の情報を発信、共有していく必要がある。

上記対象課：【下水建設課】

⑦ 四日市市公共下水道管路施設包括維持管理業務委託に係るアドバイザー（発注支援）業務委託について【有効性の視点】

この業務委託の及ぼす影響は非常に重要であると思われるため、その成果についても職員で共有すること。

上記対象課：【下水建設課】

⑧ 工事請負費について【効率性の視点】

工事請負費の変更契約が多く生じている。道路の掘削等により初めて現場の状況がわかり、想定していた材料等の変更が多いということであるが、できる限り変更契約がないよう積算の精度を上げること。

上記対象課：【水道維持課】【水道建設課】【下水建設課】

評 価

リスク発現の回避のための対応や将来を見据えた取り組みについて

リスク発現の回避のための対応策として、発注時のチェックリストを作成して活用していた。若手職員はチェックリストを活用することで業務全体を把握でき、リスクを想定した業務の進捗を行うことで職員の成長にもつながるので、取り組みとして評価できる。

また、令和2年度から下水道部門で試行している設計施工一括発注方式について、水道部門においても水道建設課・水道維持課・総務課・経営企画課の4課でプロジェクトを立ち上げ取り組んでいる。このプロジェクトは、受注者である建設会社に設計業務も工事と併せて担わせ、発注する局の業務軽減・効率化を目的として、令和3年度から試行を予定しており取り組みとして評価できる。

シティプロモーション部 広報マーケティング課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 シティプロモーション部 広報マーケティング課
対象年度 令和2年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和3年8月24日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

シティプロモーション部広報マーケティング課の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【広報マーケティング課】

シティプロモーション部 職員1人 広報マーケティング課 職員8人 会計年度任用3人	(1) 広報の企画及び調整に関すること。
	(2) マーケティング手法を活用した市の魅力の収集及び発信に関すること。
	(3) 市政の周知及び記録に関すること。
	(4) 報道機関との連絡調整及び報道資料の調整に関すること。
	(5) 市民意識の把握に関すること。
	(6) 市政に対する市民の要望及び陳情に関すること。
	(7) ふるさと納税に係る企画及び周知に関すること。
	(8) その他広報広聴に関すること。
	(9) 部及び課の庶務に関すること。

(職員9名、会計年度任用職員3名)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 契約締結及び支出が適正に行われないリスク
- (4) コロナ禍におけるホームページアクセス件数分析についてのリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においてはリスクは高かったが、財務会計事務、文書事務などの事務一般（以下「共通事務」という。）について、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	4/6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	
契約事務	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4/4	

組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○
-------	-----------------	--	-------	---

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員5人に対して、3人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、引き続き勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。

なお、職員1名について、年度途中に、2課への兼務発令があったことで、勤務時間内は兼務業務を行い、広報マーケティング課の業務は時間外に行わなければならない状況となった。また当該職員の業務を他の職員が補うことで、より時間外勤務が増加している。令和3年度は、また別の職員に兼務発令されており、今後もこういった兼務状況が続くのであれば、人員配置の要望や、当課全体の業務のあり方の見直しが必要となる。

意見

- ① 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(3) 契約締結及び支出が適正に行われないリスク

- ◆業務委託契約が多く、債務負担を組んで数年度に渡って委託する契約や比較的金額の大きな業務委託契約も行われているが、契約金額や契約の相手方が不適正であったり、支払遅延が生じたりすることはないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 特定の報道局の番組であるから当該報道局以外と契約締結することはできないといったやむをえない理由があるもの以外は、基本的にプロポーザル方式や入札による契約を行って競争比較した上で契約締結を行っている。支払遅延も生じていない。

(4) コロナ禍におけるホームページアクセス件数分析についてのリスク

- ◆ ホームページのアクセス件数は、ページごと掲載所属ごとに把握でき、上位にくるのがどのページか確認されているとのことである。令和2年度は、前年度に比べアクセス件数は倍増しているが、上位は新型コロナウイルス感染症に関するものである。コロナ禍によるこの状況は今後も続く想定されるが、コロナ関連以外のページへのアクセス状況の分析が適切にされず、見直されることがないのではないかと懸念される。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 例えば、令和3年3月の一ヶ月内のアクセス件数上位100件のうち約6割、総アクセス数で見ると約8割をコロナ関連情報が占めているが、コロナ禍であっても市政情報を適時適切に発信することは重要と考えていることから、各所属に対して、必要に応じてアクセス状況を伝え、見やすさや使い勝手についてもより向上が図られるよう、適宜助言している。今後もアクセス件数の推移を注視することはもとより、アクセス状況からフィードバックした助言が行えるよう取り組んでいく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 市のPR事業の取り組み方について【有効性の視点】

ア 名古屋圏の都市のうち暮らしやすいイメージのある都市についての調査で、前回調査時より順位が上がっている。広報マーケティング課のPR事業に加え、全庁的なさまざまな取り組みの積み重ねによる相乗効果であるとのことであるが、引き続き、こうした要因の分析をしながら四日市のイメージづくりに効果的に取り組むこと。

イ 名古屋はデジタルサイネージの数も多いので、それを用いて四日市をPRすることはインパクトが強い。より人を惹きつけるような効果的な活用を検討すること。

ウ テレビ番組でのPRにも力を入れるとのことであるが、テレビを主たる媒体として情報を得ている人は昔ほど多くない。世代や放送時間帯等を考え、どのような人を対象とするか、的を狙って実施すること。放送予定日時の周知などの情報発信にもより一層力を入れることが必要である。

エ ホームページでの情報発信は基本的ではあるが、ホームページを見ようとした人の目にしか留まらない。公式LINEは、市側から送信することで相手方の目に触れるように仕向けることができるので、今後はこういったプッシュ型の情報発信も積極的に進めるべきである。公式LINEへの登録者も多く、有効活用されている他市の事例も参考に、活用方法を研究すること。

② 地方版図柄入りナンバープレートについて【有効性の視点】

四日市ナンバーのナンバープレートに対しては賛否両論あるものの、四日市市をアピールする手法のひとつとして有効である。市民のシビックプライドを向上させ、このナンバープレートに誇りを感じられるような取り組みを行うこと。

③ 市政アンケート等について【住民福祉向上の視点】

ア 市政アンケートの回答の分析結果を業務の参考とするよう周知を図っているが、どういった意見がどう生かされているかが市民に伝わりにくいので、その発信方法を研究すること。

イ 市政への提案箱も、広く意見を聴取することが可能な、なくてはならない一つの手法であるので、有効に活用すること。

④ ふるさと応援寄付金の返礼品について【有効性の視点】

既存のものであっても新たな付加価値につながる提案のできるアドバイザーを探したり、地元企業の育成や底上げという観点からも、商工課とも連携して、返礼品となりうるものを発掘するための情報収集を常に行い、可能なものを新たに取り入れていくような取り組みを行うこと。

⑤ マーケティング手法の活用について【有効性の視点】

マーケティング手法の活用が、市政アンケート等で得られた情報にとどまっているのではないか。市民が何をどれくらい欲しているか、将来的に何が求められるかといったことを予見を立てて取り組むこと。

シティプロモーション部 観光交流課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 シティプロモーション部観光交流課
 - 対象年度 令和2年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年8月24日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

シティプロモーション部観光交流課の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【観光交流課】

観光交流課 職員2人 企画係 職員3人 会計年度任用1人	(1) 観光振興の調査研究及び施策の企画立案に関すること。
	(2) 観光客の誘致に関すること。
	(3) 産業観光に関すること。
	(4) 観光関係諸団体に関すること。
	(5) 課の庶務に関すること。
事業係 職員3人	(1) まつり、花火大会等観光事業の実施に関すること。
	(2) 観光資源の創出及び振興に関すること。
	(3) 宮妻峡ヒュッテに関すること。
	(4) レジャー施設に関すること。

（職員8人、会計年度任用職員1人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、支出事務、契約事務、財産管理、組織・人員（在籍年数）の項目で点数が高いが、全体としては平均的なリスク評点である。事前調査の結果、支出事務、文書管理について、事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	

契約事務	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

(評点/リスク最大時の評点)

(2) 職員配置のリスク

- ◆任期付職員以外の職員の経験年数が浅いが、業務ノウハウの継承に課題は生じていないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 行事・イベントの開催については、大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルについて、担当者を複数（主担当・副担当）置くことにより、業務ノウハウの共有に努めている。

イベントにおける演出やプロモーションの手法は、任期付職員の民間経歴からのノウハウや発想が大きく活用されており、今後もそういった人材確保や、他の職員への業務ノウハウの継承に努めていく必要がある。

意見

シティプロモーション業務の継承について

ア シティプロモーション部創設以来、積極的にメディア関連を含めシティプロモーションを推進してきているが、今後も、これまで進めてきた取組みを保持していきけるよう、人材確保や組織のあり方について関係部局と協議すること。

イ 任期付職員の有するメディア関連業務の専門的知識や実務経験を継承していく必要があり、後に続く人材育成に意識を持って取り組むこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

- ① 内部チェック体制の強化について【合規性の視点】
支払遅延が数件見受けられる。マネジメントを強化し、内部チェック体制の構築を図ること。
- ② 宮妻峡ヒュッテ周辺の維持管理について【住民福祉の向上の視点】
宮妻峡ヒュッテの北側道路の法面について、樹木が枯れてかなり倒れており、落石が懸念されるような状況である。早急な落石対策と適切な樹木管理を行うこと。
- ③ 本市への移住促進策について【有効性の視点】
コロナ禍におけるテレワークが推進されており、移住促進のよい機会である。対象が拡充してきている国の補助事業のほか、四方にアンテナを張って支援策を活用し、定住人口の増加を促進すること。
- ④ 地場製品の活用策について【有効性の視点】
地域資源コンテンツ検討事業で、地場製品の活用を検討しているが、集客の見込める高速道路のサービスエリア等の販売について、企業が参加しやすいようなインセンティブも考慮しながら、出店を支援する方策についても検討すること。
- ⑤ 宮妻峡ヒュッテの誘客策について【有効性の視点】
 - ア ヒュッテの存続について検討しているとのことであるが、本市の自然を生かせる財産として、市民に加え市外からも観光客を呼び込めるような有効な誘客策について、さまざまな角度から検討を行うこと。
 - イ 現在キャンプブームであるが、キャンプ場については、現在、市の保有する土地を貸し付けることにより運営が行われている。利用者のニーズを捉えながら、他市の事例も研究し、ヒュッテを含めた一体的活用なども含めて今後の運営方法を検討すること。
- ⑥ 一般財団法人地域活性化センターへの職員派遣について【有効性の視点】
地域活性化センターへ派遣している職員と定期的な情報共有の場を持ったり、報告書の提出などにより、しっかりと成果の確認・共有を行うこと。
- ⑦ 近鉄四日市駅周辺等整備後の観光客誘致策について【有効性の視点】
バス専用ターミナルの整備や歩行者用デッキの設置など、中心市街地に人を呼び込むような施設整備が開始されようとしている。観光交流課としても情報を入手しつつ、整備後を見据えた効果的な観光客誘致策を検討し、観光の視点から提案を行い、成果につながるよう努めること。
- ⑧ 観光大使の選任について【有効性の視点】
平成25年の最初の選任後、現在では25名となっている。選任する際の基準を見直すということであるが、時代に応じた人材の活用という視点も含め、効果的な四日市のPRになるような制度とすること。
- ⑨ シティプロモーションについて【有効性の視点】
市の各担当課が自ら行っている事業のPRを行う際に、観光交流課の持っているノウハウを提供したり、また、市の目玉施策等について、その事業の担当課のみならず、当課が各部局をつないで発信を行うなど、当課が軸となったシティプロモーションに力を入れること。

⑩ 客船誘致について【有効性の視点】

アフターコロナを見据え、訪日旅行のリバウンド需要等を予測し、今のうちから客船の誘致に向けた戦略に取り組むこと。

議会事務局 議事課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 議会事務局議事課
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年8月25日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

議会事務局議事課の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【議事課】

議会事務局	職員1人	(1) 公印に関する事。
議事課	職員1人	(2) 議員の身分に関する事。
総務係	職員2人	(3) 文書の收受、発送及び保管に関する事。
会計年度任用	1人	(4) 議会費の予算、決算及び経理に関する事。
		(5) 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する事。
		(6) 政務活動費に関する事。
		(7) 職員の任免、給与及び服務に関する事。
		(8) ほう賞、儀式、交際及び接待に関する事。
		(9) 議員共済会に関する事。
		(10) 議長会及び局長会に関する事。
		(11) 議長車に関する事。
		(12) 事務局及び課の庶務に関する事。
		(13) 他の係の主管に属さないこと。

議事係 職員 4 人	(1) 議会及び協議会に関すること。
	(2) 委員会及び公聴会に関すること。
	(3) 議事日程及び諸般の報告に関すること。
	(4) 議案、請願、陳情、意見書等に関すること。
	(5) 会議録その他会議の記録、印刷、配布及び保管に関すること。
	(6) 議決及び決定事項の通知並びに報告に関すること。
	(7) 議員及び委員の出欠に関すること。
	(8) 発現通告及び文書質問に関すること。
	(9) 議会において行う選挙に関すること。
	(10) 議場等の取締り及び警護に関すること。
	(11) 議会先例に関すること。
	(12) 議会運営に必要な会議に関すること。
	(13) その他議事に関すること。
調査法制係 職員 4 人	(1) 議会に関する各種の調査、資料の収集、保管および統計に関すること。
	(2) 法令、議案、その他事案の調査研究に関すること。
	(3) 議員提出議案に関すること。
	(4) 議員の研修に関すること。
	(5) 議会図書室に関すること。
	(6) 官報、県公報及び公報の保管に関すること。
	(7) その他調査に関すること。
広報広聴係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(1) 議会報に関すること。
	(2) 市議会ホームページに関すること。
	(3) 議会中継に関すること。
	(4) 議会報告会等に関すること。
	(5) 市議会モニターに関すること。
	(6) 視察議員の接遇に関すること。
	(7) 市民意見の聴取に関すること。
	(8) その他広報広聴に関すること。

(職員 16 人、会計年度任用職員 2 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置におけるリスク
- (3) 政務活動費の適正な交付におけるリスク

- 2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全体的にリスクは低い評価となった。実査では、財務会計事務等の事務一般において、一部不適正な事例が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員配置におけるリスク

- ◆当所属においては、法律や議事に関することなど専門性が高い業務があるが、人事異動などに対する業務引継ぎ等は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 議事係以外の職員も委員会等の書記を担うほか、最近の人事異動の際には係間での移動も行うなど柔軟な組織運営を行っており、業務引継ぎ等も適切に行われている。

(3) 政務活動費の適正な交付におけるリスク

- ◆市議会議員の調査研究などの活動に必要な経費として政務活動費を交付しているが、その支出は条例に基づいて適正に執行されているか。また、市民が確認できるような工夫がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 政務活動費は、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例において、充てることができる経費の範囲が定められており、また議会事務局で作成した「政務活動費の手引き」を基に請求内容を精査し、交付の妥当性について判断したうえで支出している。また支出の決裁は、財政課と会計管理室の合議の上で副市長決裁としており、市長部局の牽制も働いている。

また、政務活動費の収支状況一覧をホームページに掲載しているほか、収支報告書、領収書、視察報告書等の写しを市政情報センターで公開しているなど、市民への情報公開にも努めている。

意見

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、先進市へ実際に訪れる視察が減少し、代わってオンラインでの視察が行われるようになっている。コロナ禍においてICTを活用した取組みを行っていることは理解できるが、実際に現地を訪問して得られる情報も貴重である。今後も効果的な先進地視察が行えるよう積極的に取り組むとともに、現地へ赴くことができない場合にも、様々な手法により議員が十分に情報を得ることができるように、事務局職員がフォローするよう努めること。
- イ 政務活動費について、今後も執行率の推移を注視し、その増減の理由などを把握することで、政務活動費の適正性をしっかり説明できるようにするとともに、議員が問題なく政務活動を行うことができるよう、引き続き適正な事務執行に努めること。
- ウ 政務活動費の状況を市政情報センターで公開している状況において、市民からの意見があった場合はその内容について議員に伝えるなど適切に対応し、市民の理解が得られる政務活動費の執行に努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

- ① ICTを活用した業務の効率化について【効率性の視点】

ア 議会事務においては、タブレット端末を用いたシステム導入などにより、ICTを活用した業務の効率化を行ってきている。今後も引き続きICTに関する知識の向上や情報収集に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、視察や会議などのオンライン開催が増えることが想定されるので、こうした事態にも問題なく対応できるよう、ICTを活用した業務効率化に継続的に取り組むこと。

イ ICTを活用した業務においては、機器等のトラブルが生じることも想定される。こうした事態に対応できるよう専門的な知識を積み上げるとともに、支障が生じた際の代替手法について検討するなどリスク管理をしっかりと行い、適切な議会運営に努めること。

② 市民への議会情報の提供について【有効性の視点】

議会の状況を市民へ提供するため、フェイスブックやツイッター、インスタグラムによる情報発信を行っているが、登録者数は多くはなく、十分な効果を発揮しているとはいえない状態である。他市の議会における先進的な取組みなどを参考にしつつ、より効果的な情報発信について検討すること。

③ 議会における危機管理対応について【有効性の視点】

長時間にわたり意見等を言われる市民等への対応においては、職員への身体的、精神的な負担が懸念される。こうした事態に対応するためには、職員の危機管理対応能力が必要と考えられることから、専門家による危機管理対応についての研修を実施するなど、職員のスキルアップに努めること。

④ 内部チェック体制の再構築について【合規性の視点】

支出事務において書類上の不備などが複数見受けられた。決裁時に確認する事項についてルールを定めるなど、あらためて複数の職員によるチェック体制を整備し、事務執行の適正化に努めること。